

## (3) 耐震改修

(平成29年4月1日現在)

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話	
東京都	住宅【整備地域のある区を対象に助成】	57.75万円	7.7/40かつ区負担分(国費除く。)の1/2	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3362	
	分譲マンション【区市町村を対象に助成】	次のいずれか低い額以内 (1)補助対象事業費の1/4 (2)区市町村が補助する額の1/4 (3)(区市町村が補助する額-国費)の1/2  (補助対象事業費) 49,300円/㎡(特殊工法は、82,300円/㎡)に建築物の延べ面積を乗じた額以内(ただし、延べ面積1,000㎡未満の場合は、33,500円/㎡)×	5.75%	都市整備局住宅政策推進部マンション課マンション耐震化担当	5320-4944	
	①特定緊急輸送道路沿道建築物、②緊急輸送道路沿道建築物【区市町村を対象に助成】	①②50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内(マンションは49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内、住宅は33,500円/㎡以内かつ1棟当たり33,500,000円以内)	①1/6に、1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助と1/6を控除した額の1/2以内を加えた額。ただし、5,000㎡を超える部分は1/12に、1/12以内かつ区市町村が補助する額から国の補助と1/12を控除した額の1/2以内を加えた額(分譲マンションを除く。)②1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内。ただし、5,000㎡を超える部分は1/12以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内		都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
	私立学校・私立専修学校等の校舎、園舎等	1学校・園当たり Is値0.3未満 2億4,000万円 Is値0.3以上0.7未満 2億円	Is値0.3未満 4/5以内 Is値0.3以上0.7未満 2/3以内	生活文化局私学部私学振興課助成担当	5388-3182	
	民間社会福祉施設等【自己所有施設を対象に助成】	50,300円/㎡	Is値0.3未満(Is値0.7未満) 7/8 Is値0.3以上0.7未満(Is値0.7以上1.1未満) 13/16	福祉保健局総務部総務課庶務担当	5320-4021	
	東京都災害拠点病院、東京都災害拠点連携病院、救命救急センター、東京都指定二次救急医療機関、東京都指定精神科二次救急医療機関及びその他の病院	①東京都災害拠点病院、救命救急センターを有する医療機関 ②東京都指定二次救急医療機関、東京都指定精神科二次救急医療機関  ※対象医療機関は26年度までに指定(新規指定は停止中) 基準面積:8,635㎡ 基準単価:①276,000円/㎡②165,000円/㎡	7/8			
	東京都災害拠点病院、東京都災害拠点連携病院、救命救急センター、東京都指定二次救急医療機関、東京都指定精神科二次救急医療機関及びその他の病院	補助対象者:都内病院及び東京都指定二次救急医療機関(国等及び独法を除く) 補助対象経費 ①新築建替 基準面積:25㎡×整備後の病床数 基準単価:鉄筋コンクリート168,000円/㎡ブロック146,000円/㎡ ②耐震補強 基準面積:8,635㎡ 基準単価:122,000円/㎡ ③移転改修 基準額1床当たり3,214千円	①新築建替 救命救急センターを有する医療機関、東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点連携病院:0.66 その他の病院:0.5 ②耐震補強 救命救急センターを有する医療機関、東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点連携病院:0.83 その他の病院:0.5 ③移転改修 0.66		福祉保健局医療政策部救急医療担当	5320-4427
	要緊急安全確認大規模建築物を持つ病院(階数3以上、延べ床面積5,000㎡以上)	50,300円/㎡ 免震工法等により耐震補強を行う場合は82,300円/㎡	269/600			

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
千代田区	①木造住宅(高齢者等(平成32年度まで世帯の制限なし))、②マンション、③住宅付建築物、④緊急輸送道路沿道マンション、⑤緊急輸送道路沿道の住宅付建築物、⑥耐震改修促進法の認定を受けないマンション、⑦特定緊急輸送道路沿道マンション、⑧特定緊急輸送道路沿道建築物(マンション以外)	①120万円(除却の場合は80万円)、②1億1,339万円、③150万円、④2億4,650万円、⑤430万円、⑥7,559万円、⑦49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり4億9,300万円(補助対象限度額)、⑧50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円(補助対象限度額)	①10/10(除却の場合は2/3)、②23%、③23%、④5,000㎡まで2/3、5,000㎡超1/3、⑤2/3、⑥23%×2/3(区長が特に認めた場合に限る。)、⑦5,000㎡まで5/6、5,000㎡超1/2、⑧5,000㎡まで1/3、5,000㎡超1/6	環境まちづくり部建築指導課構造審査係	3264-2111 内線2824・2825・2833 5211-4310(直通)
中央区	①木造住宅、②木造住宅(簡易)、③非木造住宅、④非木造分譲マンション、⑤非木造賃貸マンション、⑥緊急輸送道路沿道等の非木造住宅、⑦緊急輸送道路沿道等の非木造分譲マンション、⑧緊急輸送道路沿道等の非木造賃貸マンション、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①300万円、②150万円、③300万円、④3,000万円、⑤1,500万円、⑥300万円、⑦3,000万円、⑧1,500万円⑨50,300円/㎡に延べ面積(10,000㎡までの部分)を乗じた額以内、免震工法等特殊工法の場合82,300円/㎡、住宅(マンション除く。)は33,500円/㎡、分譲マンションは49,300円/㎡	①②③1/2(高齢者・障害者10/10)、④⑤1/2、⑥2/3(高齢者・障害者10/10)、⑦⑧2/3、⑨1/3~1/6(対象床面積による。)	都市整備部建築課構造係	3546-5459
港区	①木造住宅、②非木造住宅、③非木造共同住宅、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①200万円(補強設計と合わせて)、②300万円、③分譲マンション7,000万円、賃貸マンション3,000万円、④分譲マンション7,000万円、賃貸マンション6,000万円、その他3,000万円、⑤50,300円/㎡(マンションにあっては49,300円/㎡)に延べ面積(10,000㎡までの部分)を乗じた額以内。免震工法等特殊工法の場合82,300円/㎡、住宅(マンション除く。)は33,500円/㎡	①1/2(補強設計と合わせて)、②③1/2、④2/3、⑤規模・用途に応じて5/6以内	街づくり支援部住宅課住宅支援係	3578-2223・2224・2346
新宿区	①木造住宅、②木造住宅(簡易)、③木造住宅(工事監理)、④非木造住宅、⑤マンション、⑥特定建築物、⑦防災上特に重要な特定建築物、⑧緊急輸送道路沿道の建築物、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①非課税世帯等300万円、高齢者等200万円、一般100万円、②非課税世帯等150万円、高齢者等100万円、一般50万円、③8万円、④⑤4,000万円、⑥1,000万円、⑦2,000万円、⑧1億円、⑨補助率(ア)1億2,500万円(延べ面積5,000㎡以下の部分のみの上限)、補助率(イ)1億円 ※面積上限については新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱に基づく。	①非課税世帯等3/4、高齢者等1/2、一般1/4、②非課税世帯等3/5、高齢者等2/5、一般1/5、③10/10、④⑤⑥⑦工事費に23%を乗じて得た額の2/3、⑧2/3、⑨(ア)延べ面積5,000㎡以下の部分5/6、延べ面積5,000㎡を超える部分1/6(イ)2/3※補助率は(ア)(イ)いずれか高い方を採用	都市計画部防災都市づくり課	5273-3829
文京区	①木造住宅(一般・高齢者等居住、準防火地域内)、②非木造住宅、③分譲マンション、④木造住宅(細街路沿道)(一般・高齢者等居住、準防火地域内)、⑤木造住宅(簡易)(一般・高齢者等居住、準防火地域内)、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①120万円(一般)、240万円(高齢者等居住)、②300万円、③2,000万円、④70万円(一般)、140万円(高齢者等居住)、⑤35万円(一般)、70万円(高齢者等居住)、⑥50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円(マンションにあっては49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円)、なお住宅(マンションを除く。)にあっては50,300円を33,500円と読替える、ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内	①1/2(一般)、3/4(高齢者等居住)、②③1/2、④1/2(一般)、3/4(高齢者等居住)、⑤1/2(一般)、3/4(高齢者等居住)、⑥1/3~5/6、ただし、⑥については延べ面積が5000㎡を超える部分は1/6~1/2(分譲マンションを除く。)	都市計画部地域整備課耐震・不燃化担当	5803-1846
台東区	①木造・非木造住宅(重点地域内)、②木造・非木造住宅(重点地域以外)、③緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物、⑤マンション	①200万円、②150万円、③⑤250万円、1,500万円(延べ面積による)、④50,300円/㎡以内かつ1棟あたり5億300万円	①2/3、②③⑤1/2、④5,000㎡以下の部分:3,000万円以内は5/6、3,000万円超6,000万円以内は1/2+1,000万円、6,000万円超1/3+2,000万円、5,000㎡超の部分:1/6	①②③④都市づくり部建築課構造防災担当⑤都市づくり部住宅課マンション施策担当	5246-1335 5246-1213

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
墨田区	①緊急対応地区内の木造住宅(簡易)、②緊急対応地区外の木造住宅(簡易)、③緊急対応地区内の木造住宅(耐震改修)、④緊急対応地区内の木造住宅(除却)、⑤融資あつせん、⑥分譲マンションの耐震改修、⑦一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、⑧特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等	①60万円(高齢者等80万円)、バリアフリー改修を同時に行う場合80万円、民間木造賃貸住宅改修支援の場合45万円、②40万円(高齢者等80万円)、バリアフリー改修を同時に行う場合80万円、民間木造賃貸住宅改修支援の場合45万円、③135万円(高齢者等150万円)、バリアフリー改修を同時に行う場合150万円、民間木造賃貸住宅改修支援の場合150万円、④50万円、⑤500万円*、⑥【分譲マンション】2,000万円、⑦【一般緊急輸送道路】3,000万円、⑧【特定緊急輸送道路】 ⑧【特定緊急輸送道路】 (1)耐震改修(建替え):補助対象経費(耐震改修相当額)に補助率を乗じた額。なお、補助対象経費(耐震改修相当額)は、次の(ア)又は(イ)の額以内とする。 (ア) 建築物は、50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内(分譲マンションにあつては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内とする。 (イ) 住宅(分譲マンションを除く)にあつては、33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内。 (2) 除却:1,000万円	①③1/2(高齢者等2/3)、主要生活道路沿道の場合3/4(高齢者5/6)、バリアフリー改修を同時に行う場合5/6、民間木造賃貸住宅改修支援の場合2/3、②1/3(高齢者等2/3)、バリアフリー改修を同時に行う場合5/6、民間木造賃貸住宅改修支援の場合2/3、④1/2、⑤利子全額補給*、⑥【分譲マンション】1/3、⑦【一般緊急輸送道路】2/3、⑧【特定緊急輸送道路】 (1)耐震改修(建替え):5,000㎡以下の部分については5/6、5,000㎡を超える部分については1/6とする。ただし、補助対象経費(耐震改修相当額)が3,000万円を超え6,000万円以内の場合は1/2+1,000万円、6,000万円を超える場合は1/3+2,000万円とする。、(2) 除却:1/3	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当	5608-6269
江東区	①木造戸建住宅、②非木造住宅等、③マンション、④民間特定建築物、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①150万円、②200万円、③2,000万円、④1,000万円、⑤2,000万円 ⑥実際に耐震改修に要する費用、50,300円/㎡に面積を乗じた額又は1棟当たり5億300万円のいずれか少ない額(一般的な耐震改修工事の場合)。ただし、マンションにあつては4億9300万円、49,300円/㎡ 免震工法等の特殊工法の場合82,300円/㎡、住宅の場合33,500円/㎡	①1/2(高齢者世帯2/3)、②2/3、③1/2、④1/2、⑤2/3、⑥5/6(延べ面積が5,000㎡以内で助成対象費用の額が3,000万円を超えて6,000万円以内の場合は、助成対象費用の1/2に1,000万円を加えた額以内。延べ面積が5,000㎡以内で、助成対象費用の額が6,000万円を超える場合は、助成対象費用の1/3に2,000万円を加えた額以内。延べ面積が5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/6。)建替・除却の場合は別途補助率有	都市整備部建築調整課建築防災係	3647-9764
品川区	①戸建木造住宅、②木造アパート、③非木造住宅、④分譲マンション、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①150万円、②300万円、③150万円、④⑤2,500万円 ⑥(1)又は(2)のいずれか低い額 (1)実際に耐震改修に要する費用 (2)延べ面積に50,300円/㎡を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内(マンションにあつては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内)(補助率による最大限度額設定あり。)	①1/2、②1/3、③1/1、④1/3、⑤2/3、⑥5,000㎡以下の部分:3,750万円以内/5/6、3,750万円を超え7,500万円以内/1/2+1,250万円、7,500万円を超え1/3+2,500万円、5,000㎡超の部分:1/6	都市環境部建築課耐震化促進担当	5742-6634
目黒区	①木造建築物、②分譲マンション、③特定緊急輸送道路沿道建築物、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定建築物の一部、⑥非木造建築物(②③④⑤以外かつ専用住宅・併用住宅・共同住宅・保育所・老人ホームなど)	①120万円(一般)、150万円(住民税非課税世帯)、②④1,500万円、⑤の一部1,500万円、⑥300万円 ③補助対象限度額は、工事費用と次のイ、ロの金額を比較し最も低い金額を採用。イ:ロ以外の建築物50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内の額(マンションにあつては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9300万円以内の額) ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、82,300円/㎡以内かつ1棟当たり、8億2300万円を限度とする。 ロ:住宅(マンションを除く。)の場合33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3500万円以内の額とする。	①8/10、②④2/3、⑤⑥1/3、③2,250万円以下5/6、2,250万円を超え4,500万円以下1/2+750万円、4,500万円を超え1/3+1,500万円、(5,000㎡を超える部分は1/6)	都市整備部建築課耐震化促進担当	5722-9490
大田区	①木造住宅、②非木造住宅、③木造建築物、④非木造建築物、⑤分譲マンション、⑥賃貸マンション、⑦緊急輸送道路沿道建築物、⑧特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑨沿道耐震化道路沿い建築物(木造) ⑩沿道耐震化道路沿い建築物(非木造)	①150万円(道路拡幅未整備100万円)、②200万円(道路拡幅未整備150万円)、③100万円、④350万円、⑤3,000万円(上限:住戸数×100万円)、⑥500万円(上限:住戸数×50万円)、⑦2,000万円、⑧住宅の場合1億374.9万円、マンションの場合1億4,324.9万円、その他の場合1億4,574.9万円⑨100万円、⑩150万円	①②2/3(道路拡幅未整備1/2)、③④⑤⑥1/2、⑦2/3、⑧延べ面積5,000㎡以下の部分:5/6、延べ面積5,000㎡超の部分:1/2(分譲マンションは5/6)、⑨⑩1/2	まちづくり推進部防災まちづくり課耐震改修担当	5744-1349

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
世田谷区	①防火地域外の木造住宅、②非木造住宅、③防災上特に重要な建築物、④分譲マンション、⑤特定建築物、⑥防災上特に重要な特定建築物、⑦沿道耐震化道路沿道分譲マンション、⑧緊急輸送道路沿道分譲マンション・特定建築物、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(簡易は80万円)、②200万円、③400万円、④2,000万円、⑤1,000万円、⑥⑧6,000万円、⑦3,000万円、⑨4億1083.3万円(住宅以外は3億3533.3万円) ②～⑨については、A・Bのうち低い額で補助率をかけた額以内 A:実際に耐震改修に要する費用 B:延べ面積×49,300円(住宅以外は50,300円、特殊工法の場合は82,300円)	①10/10、②③⑤2/3、④23%、⑤⑥23%×2/3、⑦1/3、⑧分譲マンション及び分譲マンション以外の建築物の5,000㎡以下の部分:5/6、分譲マンション以外の建築物の5,000㎡を超える部分:1/2	防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当	5432-2468
渋谷区	①木造住宅(所有者及びその親族が居住しているもの)、②分譲マンション(建築物が複合用途の場合は、延べ床面積の過半が居住の用途であること)、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(高齢者等150万円)、②2,000万円、③分譲マンションの場合は延べ面積に応じて次のアとイの額 ア 延べ面積1,000㎡未満延べ面積あたり33,500円/㎡以内かつ1棟当たり335,000,000円以内 イ 延べ面積1,000㎡以上 延べ面積あたり49,300円/㎡以内かつ1棟当たり493,000,000円以内 ※免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内かつ1棟当たり823,000,000円以内、その他の建築物の場合は50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億3,000千円以内	①1/2(高齢者等(工事費-50万)2/3+50万)、②23%×2/3。ただし住居部分のみ。(緊急輸送道路沿道は2/3、ただし住居部分のみ)、③1/3。ただし、③については5,000㎡を超える部分は1/6(分譲マンションは最大5/6。)(※ただし、耐震診断の結果、Isの値が0.3未満の場合、通常の助成額に加えて助成金を加算できる場合がある)	都市整備部まちづくり課 防災まちづくり係	3463-2647
中野区	①木造住宅の建替、②戸建て木造住宅(資金融資)、③緊急輸送道路等沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①40万円、②30万円～200万円かつ工事見積額の80%、③3,000万円(補強設計との合計)、④50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内(マンションは49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内、住宅は33,500円/㎡以内) 免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内	①10/10、②1%*、③2/3又は23%、④5/6(分譲マンション又は助成対象費用6,000万円以下)、1/3+3,000万円(助成対象費用6,000万円超)、(5,000㎡×助成基準単価)×1/3+3,000万円+(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/6(延べ面積5,000㎡超)。所有者が法人の場合、1/3(延べ面積5,000㎡以下の部分)、1/6(延べ面積5,000㎡超の部分)	都市基盤部建築分野 耐震化促進担当	3228-5576
杉並区	①木造・非木造住宅、②分譲マンション、③賃貸マンション、④区が指定するもの、⑤非木造非住宅、⑥住宅修築資金融資あつせん、⑦特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(簡易は50万円)。ただし区が指定するものはいずれも2倍、②1,000万円(認定は2,500万円)、③1,000万円(認定は2,000万円)、④1,000万円(沿道4,000万円、沿道以外1,500万円)、⑤1,000万円、⑥300万円、500万円* ⑦50,300円(マンションは49,300円、住宅は33,500円)に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円(マンション、住宅は4億9,300万円)。免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/㎡	①1/2または2/3(区が指定するもの)②1/2、③⑤1/4、④1/3(沿道1/2)、⑥0.5%、1%*、⑦最大5/6	都市整備部建築課耐震改修担当	3312-2111 内線3328・3329
豊島区	①木造住宅、②分譲マンション、③緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円+50万円(区内施工業者利用)、②1,000万円、③1,000万円	①2/3+1/6、②23%、③1/3、④助成対象費用が6,000万円以下の場合:1/2(5,000㎡超えの部分は1/6)、助成対象費用が6,000万円超えの場合1/3+1,000万円(5,000㎡超えの部分は1/6)(分譲マンションの場合:助成対象費用が3,000万円以下の場合:5/6、助成対象費用が3,000万円超え6,000万円以下の場合:1/2+1,000万円、助成対象費用が6,000万円超えの場合:1/3+2,000万円(5,000㎡超えの部分は1/6))	都市整備部建築課許可・耐震グループ	3981-0590

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
北区	①木造住宅、②分譲マンション、③緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(改修・建替え、整備地域120万円、高齢者世帯等150万円)、②2,000万円(5,000㎡未満)、2,500万円(5,000㎡～10,000㎡)、3,000万円(10,000㎡以上)、③2,000万円(5,000㎡未満)、2,500万円(5,000㎡～10,000㎡未満)、3,000万円(10,000㎡以上)、④50,300円/㎡以内(50,300万円/棟以内)。(マンションにあっては49,300円/㎡以内かつ1棟当たり49,300万円以内)ただし、免震工法その他の特殊な工法の場合は82,300円/㎡以内、住宅(マンションを除く。)にあっては上記503,000円を33,500円/㎡(平成30年3月31日までに改修事業に着手するもの)にあっては49,300円/㎡、50,300万円を33,500万円(平成30年3月31日までに改修事業に着手するものは49,300万円)と読み替え、ただし書は適しない。  特例加算について 改修事業で耐震診断結果のIs値が0.3未満であり、事業費が50,300円/㎡(マンション・平成30年3月31日までに改修事業に着手する住宅にあっては49,300円/㎡)を超える場合に係る加算の補助対象費用の限度額は事業費の単価(限度額は75,450円/㎡(マンション・平成30年3月31日までに改修事業に着手する住宅にあっては73,950円/㎡))に50,300円/㎡(マンション・平成30年3月31日までに改修事業に着手する住宅にあっては49,300円/㎡)を加算した額(延べ面積×50,300円/㎡(マンションの場合は49,300円/㎡)(免震工法等による場合は延べ面積×82,300円/㎡))	①2/3、②1/2、③2/3、④5/6(助成対象費用3,000万円以下)、1/2+1,000万円(助成対象費用3,000万円超～6,000万円)、1/3+2,000万円(助成対象費用6,000万円超)ただし延べ面積が5,000㎡超の部分については、1/2(助成対象費用1,500万円以内)、1/6+500万円(助成対象費用1,500万円超)  特例加算の助成率について 加算の基礎となる額の17/30に2,000円を加えた額(延べ面積が5,000円を超える部分については加算の基礎となる額の23/60の額。)ただし、1棟あたり、特例加算を使わない助成対象費用と加算の基礎となる額の合計は50,300万円(住宅・マンションにあっては49,300万円)以内 ※特例加算する額は改修事業を実施する者の受け取る助成金の1/3を限度とし、加算の基礎となる額に対する特例加算の額の割合は、特例加算のない場合の助成対の象費用に対する助成金の額(耐震対策緊急促進事業補助金を含む)の割合を超えない範囲(助成金の額は、千円未満を切り捨てる)	①③④まちづくり部建築課建築防災担当 ②まちづくり部住宅課住宅計画係	3908-1240 3908-9206
荒川区	①木造戸建て住宅、町会事務所、診療所、②非木造戸建て住宅、町会事務所、診療所、③木造貸家戸建て住宅、④木造賃貸アパート、⑤分譲マンション、⑥非木造賃貸マンション、⑦非木造貸家戸建て住宅、⑧一般緊急輸送道路沿道建築物、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①③100万円(高齢者200万円)、②⑦100万円、④150万円(高齢者300万円)、⑤⑧1,000万円、⑥500万円 ⑨【補助対象費用の限度額】延べ面積×50,300円/㎡(マンションの場合は49,300円/㎡)(免震工法等による場合は延べ面積×82,300円/㎡)	①②⑤⑧2/3、③④1/2(高齢者2/3)、⑥⑦1/2、⑨補助対象費用3,000万円以内:補助対象費用×5/6、補助対象費用3,000万円を超え6,000万円以内:補助対象費用×1/2+1,000万円、補助対象費用6,000万円超:補助対象費用×1/3+2,000万円	防災都市づくり部防災街づくり推進課防災街づくり係(補助金交付関係) 防災都市づくり部建築指導課(促進計画・促進法の認定、指導関係)	3802-4303 3802-4385
板橋区	①木造住宅、②非木造建築物、分譲マンション、③緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①75万円(高齢者等100万円)、②2,000万円、③4,000万円、④50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内(マンションにあっては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内)	①1/2(高齢者等2/3)、②23%×2/3、③2/3。ただし、③については5,000㎡を超える部分は1/3、④5/6。ただし、④については分譲マンション以外の建築物の延べ面積5,000㎡を超える部分は1/2	都市整備部建築指導課構造グループ(促進計画関係) 都市整備部市街地整備課 防災まちづくりグループ	3579-2579 3579-2554
練馬区	①住宅、②木造戸建て住宅(簡易)、③分譲マンション、④特定建築物、⑤公共的施設、⑥災害時医療機関等、⑦緊急輸送道路沿道建築物、⑧特定緊急輸送道路 ※①の住宅は小規模な長屋と共同住宅を含む	①100万円(所有者を含む世帯全員が住民税非課税又は練馬区緊急道路障害物除去路線沿い120万円)、②50万円、③2,000万円、④1,000万円、⑤3,000万円、⑥⑦6,000万円、⑧上限なし【補助対象限度額】③④⑤⑥⑦⑧延べ面積×50,300円/㎡(マンションは49,300円/㎡)※免震等特殊工法による場合 延べ面積×82,300円/㎡ ※⑦のみ住宅(マンションを除く)は	①2/3(所有者を含む世帯全員が住民税非課税又は練馬区緊急道路障害物除去路線沿い4/5)、②2/3、③1/3、④1/6、⑤⑥1/2、⑦5,000㎡以内の部分:1/2、5,000㎡を超える部分:1/6⑧5,000㎡以内の部分:9,000万円以内5/6、9,000万円を超え1億8,000万円以内1/2+3,000万円、1億8,000万円を超え1/3+6,000万円、5,000㎡を超える部分:1/6	都市整備部建築課耐震化促進係	5984-1938
足立区	①戸建て木造住宅(高齢者等)、②戸建て木造住宅、③戸建て非木造住宅(高齢者等)、④戸建て非木造住宅、⑤共同住宅、⑥特定建築物、⑦緊急輸送道路沿道建築物、⑧特定緊急輸送道路沿道建築物	①④100万円(①の除却は50万円)④の除却は100万円)、②80万円(除却は50万円)、③120万円、⑤3,000万円(除去は100万円)、⑥2,000万円(除却は100万円)、⑦3,000万円⑧5億300万円(分譲マンションは4億9,300万円)	①②③④⑤⑥1/2、⑦2/3、ただし5,000㎡を超える部分は1/3、⑧5/6。ただし5,000㎡を超える部分は1/6、3,000万円を超える場合「助成対象額×1/2+1,000万円」、6,000万円を超える場合「助成対象額×1/3+2,000万円」	都市建設部建築安全課建築防災係	3880-5317
葛飾区	①木造住宅、②非木造住宅、③分譲マンション、④公益施設、⑤一般緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①160万円(耐震改修・建替え)、200万円(不燃化特区内・建替え)、50万円(除却)、100万円(不燃化特区内・除却)、②80万円、③2,000万円、④100万円、⑤4,000万円、⑥耐震改修に要する費用もしくは除却に要する費用と、50,300円/㎡に面積を乗じた額又は1棟当たり5億300万円のいずれか少ない額(一般的な耐震改修工事の場合)。ただし、マンションにあっては4億9300万円、49,300円/㎡ 免震工法等の特殊工法の場合82,300円/㎡	①2/3(耐震改修・建替え)、5/6(不燃化特区内・建替え)1/2(除却)、5/6(不燃化特区内・除却)、②1/2、③1/2、④1/2、⑤1/2、⑥5/6 ただし、⑥については分譲マンションを除く5,000㎡を超える部分については1/2	都市整備部建築課指導耐震促進係	5654-8553

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
江戸川区	①戸建て住宅(木造)、賃貸住宅(木造)、②戸建て住宅(非木造)、③分譲マンション、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物、⑥私立幼稚園・保育園	①戸建て100万円(非課税150万円)、賃貸100万円(共同住宅150万円)、②150万円、③100万円/戸、④⑤補助率が適用される事業費限度額5億300万円/棟(住宅の用に供するものにあつては4億9,300万円/棟)、⑥補助率が適用される限度額は、江戸川区建築物耐震改修工事等助成事業実施要綱による助成対象経費として定める。	①②戸建て50%(非課税2/3)、木造賃貸50%、③50%、④2/3、1/3(5,000㎡を超える部分)、⑤5/6、1/2(5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く。))、⑥2/3	①～② 都市開発部住宅課事業係 ③～⑥ 都市開発部建築指導課構造係	①～② 5662-6389 ③～⑥ 5662-1106
八王子市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 ③一般緊急輸送道路沿道建築物 ④分譲マンション	①-1 評点1.0以上は、112.2万円 ①-2 上記①-1以外の改修25万円 ②5億300万円(マンションにあつては4億9300万円) ③5億300万円(マンションにあつては4億9300万円) ④なし	①-1 2/3 ①-2 1/2 ②5/6、ただし、②についてはマンションを除く延べ面積5,000㎡を超える部分は1/2 ③2/3、ただし、③については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/3 ④23/100	住宅政策課	042-620-7260
立川市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物、③一般緊急輸送道路(一部)沿道建築物	①50万円(高齢者世帯等80万円) ②③50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内(マンションは49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内、住宅は33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内) 免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内	①1/2、②③5/6。ただし、面積5,000㎡を超える部分については1/2	市民生活部住宅課住宅相談係	042-528-4384
武蔵野市	①木造住宅、②非木造住宅、③分譲マンション(面積1000㎡・3階建以上)、④分譲マンション(③以外)・賃貸マンション、⑤木造建築物(商業・近隣商業地域、3000㎡未満)、⑥非木造建築物(商業・近隣商業地域、3000㎡未満)、⑦特定緊急輸送道路沿道建築物	①【耐震改修・建替え】100万円、【除却】50万円、②【耐震改修・建替え】150万円、【除却】75万円、③【改修】「49,300円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限1億1,339万円)【建替】「49,300円/㎡×延べ面積」と「耐震改修相当額」の小さい額の23%(上限1億1,339万円)【除却】「24,000円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限5,520万円)、④【改修】「33,500円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限770万円)【建替】「33,500円/㎡×延べ面積」と「耐震改修相当額」の小さい額の23%(上限770万円)【除却】「15,000円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限340万円)、⑤⑥100㎡以下は20万円、100㎡を1㎡超えるごとに1,000円加算(上限310万円)⑦建築物5億300万円、住宅4億9,300万円	①②⑤⑥1/2、③④23%、⑦1,000㎡未満の住宅(分譲マンションを除く。)9/10、5,000㎡以下の部分及び分譲マンション5/6、5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く。)/1/2	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905
三鷹市	①戸建て木造住宅(簡易)、②戸建て木造住宅、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円以内、②50万円以内 ③実際に耐震改修、建替え及び除却に要した費用又は次により算出した費用のうちいずれか低い額住宅、マンションについては49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり4億9,300万円以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記49,300円/㎡を82,300円/㎡と読替える。 住宅、マンション以外の建築物については50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読替える。 建替えを行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分とする。 除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	①②について耐震改修に要した費用(消費税を除く。)の1/3(障がい者世帯と高齢者世帯は1/2)、③5/6。ただし、③については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部 都市計画課 住宅政策係	0422-45-1151 内線2813
青梅市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円、②5万300円/㎡以内(5億300万円/棟以内)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/㎡以内とし、住宅の場合は49,300円/㎡以内(4億9,300万円/棟以内)とする。なお、建て替えを行う場合は耐震改修に要する費用相当分、除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	①1/2、②2/3。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分については1/3	生活安全部住宅課住宅政策係	0428-22-1111 内線2533

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
府中市	①戸建て木造住宅、②戸建て木造住宅の除去、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①110万円、②50万円、③用途により次の(1)(2)いずれかの額、ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/㎡以内 (1)建築物の場合、1棟あたり5億300万円まで50,300円/㎡以内 (2)住宅・マンションの場合、1棟あたり4億9,300万円まで49,300円/㎡以内	①1/2、②1/2、③5/6(5,000㎡を超える部分は1/2)、ただし、Is値0.3未満の建築物の耐震改修における加算の額は、次の(1)(2)(3)いずれかの額(5,000㎡を超える部分の補助率は11/20)(1)住宅にあつては、2万4,650円×延べ面積×補助率5/6(2)マンションにあつては、2万4,650円×延べ面積×補助率9/10(3)建築物にあつては、2万5,150円×延べ面積×補助率9/10	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173
昭島市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円、②50,300円/㎡×延べ面積かつ、1棟あたり5億300万円以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法は、50,300円/㎡を82,300円/㎡と読替え。 ※建替えを行う場合は、耐震改修に要する費用相当分、除去は耐震改修に要する費用以内、かつ、除去に要する費用以内	①1/3、②1/3。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/6(赤字部分削除)	都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111 内線2264
調布市	①戸建て木造住宅、②分譲マンション、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①高齢者世帯60万円、その他の世帯50万円、②A、B、Cのうち低い額 A:実支出額×23%、B:50万円/戸、C:2,000万円、③(1)建築物:50,300円/㎡(5億300万円が限度)(2)住宅(マンション含む):49,300円/㎡(4億9,300万円が限度)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法は、82,300円/㎡	①1/2、②10/10、③5/6(5,000㎡超の場合は次の区分に定めた額を合計。ア:5,000㎡/延べ面積×補助対象事業費×5/6、イ:(延べ面積-5,000㎡)/延べ面積×補助対象事業費×1/2)	都市整備部住宅課住宅支援係	042-481-7545
町田市	①戸建て木造住宅、②分譲マンション、③特定緊急輸送道路沿道建築物、④一般緊急輸送道路沿道建築物	①50万円、②1戸当たり50万円(ただし1棟当たり2,000万円が限度)、③④1棟につき5億300万円(マンションは、4億9,300万円)。ただし、建替え又は除却に当たっては、耐震改修に要する費用と比較していずれか少ない方の額	①1/2、②2/3、③5,000㎡までの建築物及び分譲マンション:5/6、5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く。):1/2、④5,000㎡まで:2/3、5,000㎡を超える部分:1/3	都市づくり部住宅課	042-724-4269
小金井市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円、②50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟あたり5億300万円以内(マンションにあつては4億9,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟あたり4億9,300万円以内、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、82,300円/㎡以内かつ1棟あたり8億2,300万円以内)とする。住宅にあつては、33,500円/㎡以内かつ3億3,500万円以内とする。	①1/3、②5/6。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/2(分譲マンションを除く。)	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861
小平市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円、②1棟あたり5億300万円以内で、50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額、特殊工法は82,300円/㎡(住宅及びマンションは1棟あたり4億9,300万円以内で、49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額)。また、Is値0.3未満の建築物は、実際の経費の面積当たりの単価と、75,450円(住宅及びマンションは73,950円)を比較して低い方から50,300円(住宅及びマンションは49,300円)を引いた額に延べ面積を乗じた額を加算の基礎額とする。	①1/2、②5/6。ただし、②については分譲マンションを除く延べ面積5,000㎡を超える部分については1/2、Is値0.3未満の建築物は加算の基礎額の17/30に2,000円を加えた額を加算できる(5,000㎡を超える部分については23/60)。	都市開発部都市計画課建築担当	042-346-9851

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
日野市	①戸建て木造住宅、 ②特定緊急輸送道路沿道建築物、 ③分譲マンション	①30万円。ただし、市内事業者が行う工事の場合20万円加算。更に、平成30年1月31日申請分まで30万円加算。 ②1、2いずれか低い額 1.実際にかかる費用 2.50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり503,000,000円以内(マンションにあっては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり493,000,000円以内)。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、82,300円/㎡以内かつ1棟当たり823,000,000円以内とする。 なお、住宅(マンションを除く。)にあっては上記50,300円を33,500円、503,000,000円を335,000,000円と読み替え、ただし書きは適用しない。 ③1、2いずれか低い額 1.実際にかかる費用 2.49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額。ただし次に該当する場合はそれぞれ定める額。 ・特殊工法は82,300円/㎡に延べ面積を乗じた額 ・延べ面積1,000㎡未満は33,500円/㎡に延べ面積を乗じた額	①1/2 ③5/6。ただし、マンションを除く5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/2。 ③23%	まちづくり部都市計画課住宅政策係	042-514-8371
東村山市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①耐震改修に要した費用の額に23%を乗じて得た額(その額が30万円を超えるときは30万円とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)、②50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内(マンションにあっては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内建替えを行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。 なお、住宅(マンションを除く。)にあっては上記50,300円を33,500円と読み替える。	①1/3、②1/3。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/6(分譲マンションを除く。)	まちづくり部都市計画課開発指導係	042-393-5111 内線2712
国分寺市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①70万円(除却含む)。簡易改修の場合は30万円)②50,300円/㎡×延べ面積(特殊な工法は8万2300円/㎡、マンションは49,300円/㎡、住宅は33,500円/㎡)、かつ、1棟当たり5億300万円限度(マンションは4億9300万円限度)以内。ただし、補助限度額(円/㎡)を超え、かつ、診断結果Is値0.3未満の建築物は下記(1)又は(2)の単価(円/㎡)×延べ面積を加算した額以内(特殊な工法の除く。) (1)耐震改修に要する費用(円/㎡)と75,450円/㎡の低い方の額から50,300円を引いた額(円/㎡) (2)住宅及びマンションにあっては73,950円/㎡を比較して低い方の額から49,300円を引いた額(円/㎡)	①1/3、②5,000㎡まで:5/6、5,000㎡超:1/2、Is値0.3未満の建築物は加算する額の9/10を加算できる(5,000㎡を超える部分については11/20)。	まちづくり部まちづくり推進課 まちづくり部建築指導課	042-325-0111 内線453 042-325-0111 内線483・484
国立市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①50万円②48,700円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり4億8,700万円以内とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記48,700円/㎡を82,300円/㎡と読み替える。またIs0.3未満の建築物は、耐震改修に要する費用(実際の工事費)の床面積当たりの単価と73,050円とを比較していずれか低い方の額から48,700円を減じて得た額を床面積当たりの単価とし、当該床面積当たりの単価に延べ面積を乗じて得た額を加算する。	①1/3、②5/6。ただし、②については分譲マンションを除く延べ面積5,000㎡を超える部分については1/2、Isの値が0.3未満の加算額は、加算の基礎となる額の1/2(ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分については、加算の基礎となる額の1/4(分譲マンションを除く。))	都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111 内線361



地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
福生市	①2階建以下の木造戸建て住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①50万円、②50,300円/㎡(マンションにあたっては493,000円、住宅(マンションを除く。)にあつては335,000円)を乗じて得た額とする。ただし、当該建築物(住宅を除く。)が免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/㎡を乗じて得た額とする。この額は1棟当たり5億300万円以内とする。(マンションにあつては4億9300万円、住宅にあつては3億3500万円)以内とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、一棟あたり8億2300万円以内とする。建替えを行う場合は耐震改修に要する費用相当分とし、除却を行う場合は耐震改修に要する費用以内かつ	①50万円(定額)、②5/6。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/2。	都市建設部まちづくり計画課計画グループ	042-551-1952
狛江市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①改修後の全体の評点が1.0を超える改修は50万円、それ以下は30万円 ②50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内(分譲マンションにあつては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内)とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読替える。	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分については1/2(分譲マンションを除く。)	都市建設部まちづくり推進課まちづくり推進担当	03-3430-1111 内線2542
東大和市	戸建て木造住宅	30万円	1/3	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111 内線1261
清瀬市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円、 ②50,300円/㎡以内かつ1棟当たり503,000,000円以内(マンションにあつては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり493,000,000円以内)の額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内かつ1棟当たり823,000,000円以内の額とする。 建替えを行う場合は、耐震改修に要する費用相当分とする。 除却を行う場合には、耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内の額とする。 なお、住宅(マンションを除く。)にあつては上記50,300円を33,500円、503,000,000円を335,000,000円と読み替え、ただし書きは適用しない。	①1/3、②5/6。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分については1/2(分譲マンションを除く。)	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-497-2093
東久留米市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②1 住宅 下記の計算式により(1)、(2)のいずれか低い額に対してそれぞれイ、ロの助成対象費用の限度額とする。 計算式 (1) A - (AかBのどちらか低い額) × 9/10 (2) A - (AかCのどちらか低い額) × 5/6 A: 事業費 B: 33,500円 × 助成対象延べ面積 C: 49,300円 × 助成対象延べ面積 イ(1)が低い場合、33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内) ロ(2)が低い場合、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 2 マンション 49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 3 上記以外 50,300円/㎡以内かつ1棟あたり5億300万円以内 ※ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読替える。 建替えを行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。 除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	5/6。ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分については1/2(分譲マンションを除く。)	都市建設部 施設建設課 保全計画・建築担当	042-470-7777 内線2625
武蔵村山市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円、②50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額、特殊工法は82,300円/㎡、1棟当たり5億300万円以内	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/2(分譲マンションを除く。)	都市整備部都市計画課開発・住宅グループ	042-565-1111 内線278

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
多摩市	①戸建て木造住宅、②非木造住宅、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円(要支援者50万円)、 ②1棟当たり1,500万円(ただし50万円/戸)、 ③次のア及びイに掲げる区分に応じて、それぞれア及びイに定める額 ア マンション以外の住宅 1㎡につき3万3,500円かつ1棟につき3億3,500万円 イ その他の建築物 1㎡につき5万300円かつ1棟につき5億300万円(マンションについては、1㎡につき4万9,300円かつ1棟につき4億9,300万円)。ただし、免震工法等の特殊な工法を含む場合については、1㎡につき8万2,300円かつ1棟につき8億2,300万円	①3/10(要支援者1/2)、 ②1/2、 ③5/6。ただし、分譲マンション以外の建築物で延べ面積5,000㎡を超える部分は1/2	都市整備部都市計画課住宅担当	042-338-6817
稲城市	木造住宅	100万円	1/2	都市建設部都市計画課開発指導係	042-378-2111 内線328
羽村市	戸建て木造住宅	50万円	1/2、6/10(65歳以上の者)	都市建設部都市計画課住宅・交通係	042-555-1111 内線275
あきる野市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読替える。	①1/3、②1/3	都市整備部都市計画課住宅係	042-558-1111 内線2714
西東京市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物、③分譲マンション	①30万円(緊急耐震重点区域の場合:60万円)、②1棟につき5億300万円(マンション:4億9,300万円、住宅(マンションを除く。):3億3,500万円)、③1,500万円(緊急耐震重点区域の場合:30万円/戸加算あり)	①1/3、②5/6。ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/2(分譲マンションを除く。)、③23%	都市整備部住宅課住宅係	042-464-1311 内線2421 042-438-4052(直通)
瑞穂町	①特定緊急輸送道路沿道建築物、②戸建て木造住宅	①50,300円/㎡かつ5億300万円以内(マンションは49,300円/㎡かつ4億9,300万円以内)。ただし、免震工法等の特殊な工法を含む場合は82,300円以内。住宅(マンションを除く。)については上記50,300円/㎡を33,500円/㎡と読替える。 ②100万円(簡易耐震改修の場合は50万円)	①1/3、ただし、①については延べ面積5,000㎡を超える部分は1/6、②1/2	都市整備部都市計画課計画係	042-557-0599
日の出町	戸建て木造住宅	30万円	1/3	まちづくり課都市計画係	042-597-0511 内線351
檜原村	特定緊急輸送道路沿道建築物	50,300円/㎡に延べ面積(10,000㎡までの部分)を乗じた額以内	5/6	産業環境課建設係	042-598-1011
奥多摩町	特定緊急輸送道路沿道建築物	50,300円/㎡以内(5億300万円/棟以内)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/㎡以内。なお、建て替えを行う場合は耐震改修に要する費用相当分、除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	5/6。ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分については1/2	総務課交通防災係	0428-83-2349

(注) 対象となる建築物の種類が複数ある場合、丸数字によりそれぞれの補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額、補助率又は利子補給率を示す。

(簡易)は簡易改修を示す。